

■ 令和8年度 沖縄県市町村DX支援業務 質問に対する回答

2026/3/9  
 沖縄県企画部デジタル社会推進課

| No | 項目  | 質問  | 回答  | 回答日 |
|----|---|---|---|-----|
| 1  | (質問書記載内容)<br>DX推進の取組に係る支援における<br>国等のアドバイザーについて<br>(該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(1)伴走支援<br>ア. DX推進の取組に係る事項<br>② ステップ1:全体方針の決定                 | 仕様書P4「各市町村個別の事情や課題に適したアドバイザーの選定に係る<br>支援」とありますが、各市町村の個別事情等に適合するようであれば、沖縄<br>県において依頼実績のある国等のアドバイザーを選定しても差し支えない<br>でしょうか。   | 差し支えありません。<br>なお、アドバイザーの選定において、県では条件を設定しておりませんが、<br>県では条件を設定していませんの<br>で、あくまでも市町村側の条件を踏まえた選定の支援をお願いします。 | 3/9 |
| 2  | (質問書記載内容)<br>DX推進の取組に係る支援のステップ<br>3「DXの取組の実行」に関する支援内<br>容について<br>(該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(1)伴走支援<br>ア. DX推進の取組に係る事項<br>④ ステップ3:DXの取組の実行 | 仕様書P5:「ヒアリング及び現状分析の結果を踏まえて決定」との記載があ<br>りますが、対象団体に対する支援内容は、当該団体の要望に応じた内容と<br>なる認識で差し支えないでしょうか。   | 支援内容については、当該団体の要望に加え、現状分析の結果を踏まえて<br>県と協議の上、決定します。  | 3/9 |
| 3  | (質問書記載内容)<br>県主催の会議等について<br>(該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(2)県主催で市町村のDX担当者向<br>けに開催する会議の事務局運営   | 開催に当たって参考とするために、これまでの開催で利用したアンケート<br>項目およびその回答結果を(一部)提供いただくことは可能でしょうか。  | 業務受託後において、県が必要と認めた部分について情報を共有します。   | 3/9 |
| 4  | (質問書記載内容)<br>会議資料の配布について<br>(該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(2)県主催で市町村のDX担当者向<br>けに開催する会議の事務局運営<br>ア. 沖縄県市町村DX推進連絡会<br>①準備業務                    | 仕様書P6「会議資料の準備」について、「参加者への事前配布」とありませ<br>んが、メールサーバーの容量制限が厳しい自治体もあるものと思われます。<br>これまで、沖縄県から自治体へ資料を配布する際は、メール以外の方法を<br>利用していますか。   | データ容量が大きい資料について市町村へ提供する際は、大容量ファイル<br>転送・送信サービスを利用しております。<br>本業務においても、必要に応じて、受託者側でサービス利用環境をご準備<br>ください。  | 3/9 |
| 5  | (質問書記載内容)<br>圏域ワーキング開催時の機材につい<br>て<br>(該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(2)県主催で市町村のDX担当者向<br>けに開催する会議の事務局運営<br>イ. 圏域ワーキング<br>①当日運営業務              | 圏域ワーキングでの開催について、仕様書P8において必要な機材につい<br>ての市町村の担当者との調整や、オンライン環境の用意が記載されていま<br>すが、開催地の市町村庁舎にてこれらの機材・環境(マイクスピーカー等)<br>の用意が困難である場合は、受託事業者側で用意をする必要がありますか。<br>また、この場合に用意に要する経費は事業費として計上可能でしょうか。 | 圏域ワーキングの開催に必要な機材については、県又は市町村側で準備し<br>ます。<br>県・市町村の機材が使用できない場合は、経費計上も含めて協議の上で、<br>受託者側にご準備いただく場合があります。   | 3/9 |

■ 令和8年度 沖縄県市町村DX支援業務 質問に対する回答

2026/3/9

沖縄県企画部デジタル社会推進課

■問い合わせフォームから受けた以下のご質問につきまして、応募要領に規定の手続きを踏まえていないことから**本来は回答対象外**ですが、今回に限り回答します。

| No | 項目   | 質問   | 回答   | 回答日 |
|----|--|--|--|-----|
| 1  | (該当箇所)<br>公募型プロポーザル応募要領<br>9 応募手続等<br>(4) 提出書類<br>① 参加申込書<br>カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)の写又はこれに類する書類 | 設立年数が浅いコンソーシアムの決算書提出要件について「直近3事業年度の決算報告書等の写し」の提出が求められていますが、設立2期の弊社および今年創業の構成員を中心にコンソーシアムを組む場合、設立日以降に作成された決算書等のみの提出で参加資格を満たすと認められますか。                                       | 設立3年未満の企業は、設立時からの決算報告書書等をご提出いただければ結構です。  | 3/9 |
| 2  | (該当箇所)<br>企画提案審査基準<br>2 類似業務の受託実績  | 個人としての実績の「類似業務の受託実績」への参入可否<br>審査項目に「類似業務の受託実績」がありますが、法人としての設立年数が浅い場合、プロジェクト管理者や担当予定メンバー(弊社役員等)が前職等で手掛けた「自治体DX案件やシステム標準化支援の個人的な実績」を、本提案の評価実績として記載し、評価の対象に含めることは可能でしょうか。     | 「類似業務の受託実績」は、法人としての実績をご記載ください。担当者の実績は、実施体制の説明等で、担当者の経歴としてご記載ください。  | 3/9 |
| 3  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>8 実施体制<br>(2)   | プロジェクト管理者の「実務経験5年以上」の解釈について<br>プロジェクト管理者は「プロジェクト管理の実務経験を概ね5年以上有する人材が望ましい」とされていますが、これは所属法人での経験年数に限らず、個人の過去のキャリア(前職等の経験)を通算して5年以上であれば要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。                  | ご認識のとおりです。   | 3/9 |
| 4  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>12 再委託の禁止について<br>(1) 一括再委託の禁止等<br>(3) 再委託の範囲                                      | 再委託の制限とコンソーシアムの役割分担について<br>コンソーシアムではなく弊社単独で受託し、沖縄の企業に「地元人材のDXコーチ育成や、一部市町村への伴走支援の実務」を再委託する場合、これは再委託が禁止される「契約の主たる部分(契約金額の50%超、企画判断等)」に該当しますか。該当する場合、コンソーシアム協定を結べばこの体制は可能ですか。 | 市町村への伴走支援は、本業務の主たる部分に該当しますので、再委託は認められません。<br>また、地元人材のDXコーチ育成は、本業務の仕様外の任意提案になるかと思っておりますので、契約後、再委託の発注前に承認を取っていただくことで、再委託は可能です。<br>いずれの業務についても、実施する者がコンソーシアムの構成員である場合は、問題ありません。 | 3/9 |
| 5  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>6 委託業務の内容<br>(1) 伴走支援   | 「地元人材をコーチとして育成し伴走する」スキームの評価妥当性<br>伴走支援の実手法として、受託者が直接全てを支援するだけでなく、「沖縄の地元企業人材をDXコーチとして育成し、彼らが市町村にチームで伴走支援を行う」というスキームを提案内容に含めることは、本業務の趣旨に合致し、評価の対象となりますか。                     | Q4の回答のとおり、当該地元企業が、コンソーシアム外の再委託先となる場合は、認められません。受託者自らが業務を実施した上で、地元人材を育成しながら、当該人材と協力して業務を実施するようなご提案であれば、評価対象になると考えます。   | 3/9 |

■ 令和8年度 沖縄県市町村DX支援業務 質問に対する回答

2026/3/9  
 沖縄県企画部デジタル社会推進課

| No | 項目   | 質問   | 回答   | 回答日 |
|----|--|--|--|-----|
| 6  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>7 支援環境等の準備<br>(4)   | 独自の学習システムや生成AI活用ツールの経費計上について<br>伴走支援や人材育成の効果を高めるため、受託者が保有する独自の学習・<br>コミュニケーションシステムや生成AIツール(ChatGPT連携等)を利用し<br>て支援を行う場合、それらのシステムライセンス料を「使用料・賃借料」や<br>「その他必要経費」として積算することは可能でしょうか。                  | 業務の実施に真に必要な費用は、経費に含めることが可能ですので、提案<br>資料や見積書において、使用するツール等を明記した上で見積りくださ<br>い。なお、掛かった経費は、業務完了時に領収書等の証憑書類を確認の上、<br>精算対象とします。 | 3/9 |
| 7  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>11 積算見積について<br>(1) 経費の区分  | スポットでの外部専門家(技術スペシャリスト等)の報償費活用について<br>特定移行支援システム等の専門的な技術支援において、自社の支援員だけ<br>でなく、必要に応じて外部の高度な技術専門家(技術スペシャリスト等)を<br>スポットで招聘・相談する体制をとる場合、その費用を「報償費」として計上<br>する提案は可能でしょうか。                             | 可能です。<br>なお、計上する場合は、委託提案仕様書「11 積算見積について」に記載の<br>方法に沿って、積算してください。   | 3/9 |
| 8  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>7 支援環境等の準備<br>(1)   | 現地訪問の頻度とオンライン対応のバランスについて<br>離島を含む市町村への「必要な現地訪問」を想定した旅費の積算が求めら<br>れていますが、伴走支援において県が想定する「最低限の対面訪問回数」<br>等の目安はありますでしょうか。また、日常的な支援はオンライン(teams<br>等)主体で行う提案でも問題ないでしょうか。                              | 現地訪問の最低限の回数は定めておりませんが、現地訪問の回数は、きめ<br>細やかな支援を実現する上での評価事項に該当すると考えます。   | 3/9 |
| 9  | (該当箇所)<br>委託提案仕様書<br>7 支援環境等の準備<br>(1)   | 前年度の支援手法からの移行に対する県のサポートについて<br>令和8年度対象の25団体のうち21団体は令和7年度からの継続であり、<br>前年度事業者の手法に慣れていると推測します。新規事業者が新たな支援<br>手法(コーチ伴走やチーム学習など)を導入する際、市町村の理解を得るた<br>めに、事務局である県からキックオフ等で趣旨説明などのサポートを頂くこ<br>とは可能でしょうか。 | 初回時を含めて、市町村訪問の際は、可能な限り県職員が同行しますが、<br>支援方法等の説明は、事業者から行っていただく必要があります。  | 3/9 |
| 10 | (該当箇所)<br>公募型プロポーザル応募要領<br>9 応募手続等<br>(4) 提出書類<br>① 参加申込書<br>カ 直近3事業年度の決算報<br>告書(貸借対照表、損益計算書等)<br>の写又はこれに類する書類 | 「経営基盤」の代替証明資料の可否について(Q1に関連)<br>万が一、決算書の年数が満たないことで要件を満たさないと判断される懸<br>念がある場合、「資金等について十分な管理能力を有している」ことを証明<br>するために、銀行の残高証明書や資金調達の実績資料、あるいは親会社・<br>提携先等からの支援証明を代替として提出し、参加資格を認めていただく<br>ことは可能でしょうか。  | Q1の回答のとおり、提出可能な決算書をご提出いただいた上で、補足資<br>料として代替証明資料をご提出いただくことは、差し支えありません。  | 3/9 |

■ 令和8年度 沖縄県市町村DX支援業務 質問に対する回答

2026/3/9  
沖縄県企画部デジタル社会推進課

■提出期限後に受けた以下のご質問につきまして、本来は**回答対象外**ですが、今回に限り回答します。

| No | 項目          | 質問  | 回答                                | 回答日 |
|----|-------------|---|-----------------------------------|-----|
| 1  | (該当箇所)<br>— | 過年度実施された「沖縄県市町村DX支援業務」についての報告書を共有<br>いただけないでしょうか。 | 業務受託後において、県が必要と認めた部分について情報を共有します。 | 3/9 |